○財務省告示第九十五号

所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第七十八条第二項第二号及び法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第三十七条第三項第二号の規定に基づき、寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金を指定する件（昭和四十年五月大蔵省告示第百五十九号）の一部を次のように改正する。

令和七年四月一日　　財務大臣　加藤　勝信

別表に次のように加える。

広島三会アジア・パラ競技大会推進委員会（広島県広島市中区基町五番四十二号）	愛知・名古屋二〇二六アジア・アジアパラ競技大会の開催の費用	令和八年三月一日から令和八年三月三十一日まで

○財務省告示第九十六号

個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債を買入消却したので、その国債の名称等を別表のとおり告示する。

令和七年四月一日　　財務大臣　加藤　勝信

（別表）

国　債　の　名　称	記　号	額面金額の総額	買入価額の総額
個人向け利付国庫債券（固定・３年）	第142回	131,530,000円	131,477,616円
〃	第143回	98,960,000円	98,920,592円
〃	第144回	275,910,000円	275,800,096円
〃	第145回	377,080,000円	376,929,802円
〃	第146回	362,230,000円	362,085,712円
〃	第147回	382,310,000円	382,157,724円
〃	第148回	353,570,000円	353,429,158円
〃	第149回	224,190,000円	224,100,712円
〃	第150回	415,510,000円	415,344,498円
〃	第151回	432,300,000円	432,127,812円
〃	第152回	145,950,000円	145,891,884円
〃	第153回	244,550,000円	244,452,592円
〃	第154回	158,300,000円	158,236,958円
〃	第155回	252,110,000円	252,009,586円
〃	第156回	164,020,000円	163,954,694円
〃	第157回	352,290,000円	352,149,688円
〃	第158回	455,630,000円	455,448,530円
〃	第159回	231,320,000円	231,227,873円
〃	第160回	291,040,000円	290,924,403円
〃	第161回	293,500,000円	293,289,558円
〃	第162回	314,630,000円	314,153,662円
〃	第163回	192,830,000円	192,753,218円
〃	第164回	637,290,000円	637,036,165円
〃	第165回	3,000,000円	2,998,697円
〃	第166回	7,000,000円	6,991,642円
〃	第168回	20,000,000円	19,966,340円
〃	第169回	10,000,000円	9,978,234円
〃	第170回	1,000,000円	998,320円
〃	第172回	8,000,000円	7,988,580円
〃	第173回	8,000,000円	7,992,399円
〃	第174回	5,000,000円	4,994,765円
〃	第175回	27,000,000円	26,977,924円
〃	第176回	86,010,000円	86,005,618円
個人向け利付国庫債券（固定・５年）	第108回	40,000,000円	39,984,066円
〃	第109回	18,100,000円	18,092,790円
〃	第110回	27,000,000円	26,989,246円
〃	第111回	61,250,000円	61,225,604円
〃	第112回	89,920,000円	89,884,186円
〃	第113回	47,500,000円	47,481,084円
〃	第114回	69,130,000円	69,102,474円
〃	第115回	194,970,000円	194,892,338円
〃	第116回	102,390,000円	102,349,224円
〃	第117回	314,710,000円	314,584,656円
〃	第118回	255,980,000円	255,878,046円
〃	第119回	238,140,000円	238,045,136円
〃	第120回	100,810,000円	100,769,856円